

4. 特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握するための指導計画と指導体制を整え、個々の特性に応じた支援の充実が求められています。

そのために「東川町特別支援教育推進委員会」と、関係機関団体との連携を図るとともに、学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会とも連携を図りながら特別支援教育の充実に努めます。

また、障がいを持つ児童生徒の学習指導を充実させるため、家庭はもとより、幼小・中・高・養護学校との連携を密にして実態把握に努め、教育相談体制の充実に努めてまいります。

5. 国際理解教育

今日の国際社会において、次代を担う児童生徒たちに国際的感覚と行動力を身につけさせ、言語と相互の文化を理解することが大切であります。

そのため、引き続き東川中学校に「英語教育指導員」と「AET」を配置し、英語教



インターネット公開授業(昨年10月、第三小)

育の充実を図ります。平成19年度に文部科学省の指定を受けて「国際教育推進プラン」に取り組みしており、今年が最終年になります。

今年も諸外国の様々な人々との交流を図りながら、豊かな国際感覚を身につけさせるとともに、地球的視野に立つて、主体的に行動できる人材の育成を図ります。

さらに、学習指導要領の改訂により、本年度から小学校の高学年に外国語活動が導入されますので、姉妹都市であるカナダ国キヤンモア町から新たに「英語活動指導員」を招へいし、幼児を含めた児童の英語活動や国際理解教育を推進します。

6. 食育と学校給食

子どもたちの健やかな成長のためには、適切な運動、調

和のとれた食事、十分な休養と睡眠が大切であります。

近年、家庭における不規則な生活習慣が、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されております。

基本的な生活習慣を身に付けるために、家庭での「早起き朝ごはん」運動を奨励し、家庭や地域と連携を図りながら、子どもたちの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上に努めます。

学校給食では、児童生徒たちに栄養のバランスのとれた楽しい食事を提供することが求められています。そのために、「知・徳・体」育に加え「食」育を重視した健康教育の推進に努めます。

また、近年、食の安全性が大きな社会問題として取り上げられておりますので、食材調達可能な限り地元産の農産物を取り入れるなど、地産地消と米飯給食を中心とした安心・安全な学校給食の実施に努めます。

学校においては、栄養教諭が中心となり、各教職員の役割と連携を明確にし、給食指導を通して食育の充実を図ります。

してきていることから、放課後児童等が健やかに育つ環境づくりが大きな課題となっております。

年々、学童保育児童数が微増の傾向にありますので、指導員の確保や保育環境の充実に努めます。また、周辺校からの需要に応えるためにも地域との連携を図りながら学童保育の拡充に努めます。

4. 青少年教育

青少年一人ひとりが夢や目標を描き、志を持ってたくましく生き抜くことが大切であります。

学習活動や文化・スポーツ活動などを通して、地域との交流を深めながら、思いやりや感動する心を育むとともに、恵まれた自然環境や歴史、文化を学ぶ多様な活動を積極的に進め、豊かな人間性を培う人材の養成に努めます。

ボランティア活動や社会体験活動及び各種講座等を通して、青少年の健全育成の推進を図ります。

5. 成人教育

成人の自立を図り、より充実した生涯学習への関わりを支援し、生きがいと潤いのあ

7. 北海道東川高等学校及び専門学校との連携

平成18年に「本道における高校教育のあるべき姿」とそれを踏まえた「新たな高校教育に関する指針」が出され、教育水準の維持向上を図る「高校の適正配置計画」の中で1学年4・8学級が望ましい学校規模とされ、3学級以下の学校を平成20年度から順次、再編整備する考え方が示されたところであります。

東川高等学校は2学級であることから、平成18年に学校存続に向けての署名運動を行い、同時に「北海道東川高等学校の構想づくり推進検討会議」を発足し、昨年までに7回の会議を開催してまいりました。

昨年、道が定めた平成23年度までの「公立高等学校配置計画」の中には、東川高等学校は含まれておりませんが、今後、検討される平成24年度からの配置計画では予断を許さない状況にありますので、引き続き、学校存続に向け支援していきたくと考えております。

さらに、本町の福祉行政の一役を担い地域福祉の養成学校であります「北海道環境福

に、町民総合文化祭等を通じて芸術・文化の発表の機会や鑑賞の機会に努めます。また、地域の伝統芸能の伝承・保存に取り組み団体を育成し、文化財の保存・伝承活動の促進に努めます。さらに、先人の労苦と郷土の伝統を見つめ直し、郷土愛や帰属意識の高揚に努めます。

8. 公民館活動

地方分権による新たな住民自治活動を支援し行政と地域住民との協働のまちづくりを推進するために、従来の公民館分館区域に地域自治振興会が設立されており、住民一人ひとりが地域の担い手となつて主体的に地域に関わり、コミュニティ活動を通して住民と行政が共に考え、歩みながら町づくりを推進します。

地域自治活動の拠点施設である公民館や地区コミュニティセンターの活用を図りながら、生涯学習の場を提供し、学習活動の充実に努めます。

9. スポーツ振興

住民のニーズに沿った各種スポーツの提供や体育施設の活用により、スポーツを楽しむ場の確保と、地域における

社専門学校」、「旭川福祉専門学校」とも連携を密にしながら支援していきたくと考えております。

昨年の10月から、高等学校と専門学校の支援窓口は、町長部局に所管替えになりましたが、教育委員会としても引き続き、相互に連携を図っていきたくと考えております。

第3 社会教育の推進

1. 生涯学習

本町の恵まれた自然環境や地理的条件のもとで、先人の知恵や工夫、歴史や伝統、文化、スポーツなどの学習資源を活用しながら、町民が生涯を通じて、学習の機会を選択し、豊かに学び、文化に親しみ、スポーツを楽しみながら、健やかに充実した生活を送れる社会が求められてきています。

このため、生涯学習の推進にあたりましては、新しい時代を拓く創造性豊かな人材の育成と、ゆとりと潤いのある生涯学習社会の構築に努めてまいります。

また、施設管理の効率化の一環として、昨年度より指定管理制度に基づき体育施設と

スポーツ活動の活性化を図ります。

また、体育協会の組織強化やスポーツ少年団の指導者の育成など、地域におけるスポーツ振興のための体制整備に努めます。

おわりに

平成21年度の教育行政に関する主要な方針を申し上げます。具体的施策につきましては、別添記載の通りですので、ご参照願います。

教育委員会といたしましては、美しい自然、地域の優れた伝統・文化等、恵まれた風土と環境の中で、ふるさと東川町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と創造性豊かで調和の取れた生涯学習社会の実現のため、町民の皆様との協働により、教育行政を積極的に推進して参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成21年度の教育行政執行方針といたします。

平成21年3月9日

東川町教育委員会

文化施設の一部を指定管理委託しておりますが、引き続き、民間のノウハウを活用しながら施設運営を図ってまいります。

2. 家庭教育

社会情勢の急激な変化により、家庭生活や対人関係の希薄化、犯罪の低年齢化やいじめ問題など、子どもを取り巻く環境の悪化が懸念されており、家庭教育や子育て支援に関する総合的な取り組みを展開することが求められています。

このことから、親子が共にふれあい語り合える子育て支援事業の推進を図り、子育ての大切さが感じられ、体験できる事業の推進と啓蒙活動に努めます。

3. 学童保育

核家族化の進行や女性の社会進出など、ライフスタイルの変化に伴い、子どもと家族を取り巻く環境は大きく変化